

佐賀県公立学校特定事業主行動計画（令和3年3月策定）の概要

1. 計画の位置付け

この計画は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代育成支援法」という。）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、佐賀県教育委員会が公立学校における取組について策定するものです。

2. 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

3. 計画終期における目標数値及び主な取組内容

目 標	数 値	主 な 取 組 内 容	対 象 職 員
○ 公立学校における管理職（校長・副校長・教頭、統括事務長・事務長）に占める女性職員の割合	25%以上	・ 女性職員が若いうちから将来のキャリアをイメージしつつ仕事への意欲を高める研修や職務上の機会の付与等により、女性職員の意識向上及び人材育成を図る。	県立学校職員及び 県費負担教職員
○ 公立学校における主幹教諭・指導教諭・事務主任に占める女性職員の割合	33%以上	・ 女性職員のキャリア形成を意識した計画的な人事配置に努め、女性職員の意識向上と潜在能力の発揮を促進する。	
○ 男性職員の出産補助休暇（3日間）取得率	対象者が完全取得	・ 職員に対し、男性職員の出産補助休暇（3日間）及び配偶者出産時育児休暇（5日間）の完全取得等、本計画内容の達成をめざす方針を明確に示し、育児支援制度が取得しやすい職場の雰囲気醸成に努める。 ・ 「男性職員の子育て休暇取得プラン（計画及び実績）」を作成し、取得状況を管理する。	
○ 男性職員の配偶者出産時育児休暇（5日間）取得率	対象者が完全取得		
○ 男性職員の育児休業取得率	対象者の30%以上		
○ 女性職員の育児休業取得率	対象者の100%		
○ 年間20日の年次休暇のうち、職員1人当たりの年次休暇の取得日数	14日以上	・ 夏期休業中に連続休暇を取得しやすいよう、夏季休業期間中の一定期間において、学校閉庁日を設定する。	